

# 「認定柔道整復スポーツトレーナー」 認定証の更新手続きについて

## 《認定証について》

1. 認定名称  
「認定柔道整復スポーツトレーナー」（商標登録済）
2. 認定証について  
A4判の認定証および、名刺サイズの携帯認定証の2種類
3. 交付対象者  
既に認定証の交付を受けている者のうち、更新を希望する者
4. 交付年月日
  - ①平成23年9月30日以前、受付分：平成23年10月初旬に交付
  - ②平成23年10月1日以降、受付分：概ね1ヶ月後に交付
5. 認定期間  
5年間（平成23年10月1日より平成28年9月30日まで）
6. 更新手続
  - ①要件  
認定期間（平成18年10月1日より平成23年9月30日）内に、認定ポイントを**30ポイント以上**取得していること。  
取得ポイントは、2ページに記載の《ポイント表》によりカウントし**自己申告**する。
  - ②提出書類  
「認定柔道整復スポーツトレーナー認定証更新申請書」（様式2）  
「認定柔道整復スポーツトレーナー」認定ポイント取得確認票（様式3）  
※様式は、当財団ホームページよりダウンロード可能です。  
※様式3について、昨年度実施したポイント取得状況調査の際、FAXにて財団宛に送付した書面の原本をご提出いただいてもかまいません。
  - ③書類提出先  
〒108-0074 東京都港区高輪3-25-33 長田ビル4階  
（財）柔道整復研修試験財団 認定証 係  
※郵送により提出して下さい。FAX・メールによる提出は受け付けません。
  - ④交付費用  
交付費用は財団が負担する。  
ただし、亡失等による認定証及び携帯用認定証の再交付は有料とする。
  - ⑤提出期限  
平成24年3月31日（当日消印有効）

## 7. その他

認定柔道整復スポーツトレーナーが本財団の名誉を毀損し、または道義的に問題のある行動が確認された場合は、当該認定柔道整復スポーツトレーナーに認定取消通知を行い、認定証の一式を没収することがある。

### 《ポイント表》

適否の判断は当財団委員会において行うが、**自己申告が原則**であり、生涯学習としての講習会への参加、自身でのスポーツ現場での活動に重きを置き認定を更新する。

区 分	参加	発表	備考
イ 財団主催スポーツ科学講習会	1 以上		スポーツ科学講習会聴講90分を1ポイントとする。
ロ 各都道府県主催講習会・学会	2	5	各都道府県とは、各社団及び各都道府県を意味する。
ハ ブロック学会	2	5	社団開催のブロック学会も含む。
ニ その他関連学会	2	5	日本学術会議に認められている学会を原則とする。ただし、関連団体の学術大会、講習会も本認定更新の生涯学習として点数加算できる。
ホ スポーツ現場活動 (国際・縣市町村開催)	5 以上		参加1回につき5ポイントとする。地域におけるスポーツ現場活動も含む。
ヘ 市区町村民向け講習会 開催者・講師	5		
ト 財団主催認定更新講習会	10		開催に関する詳細は、「認定更新講習会について」参照のこと